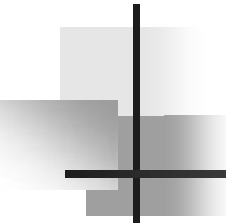


「実施計画」について

社団法人生命保険協会

平成19年5月15日

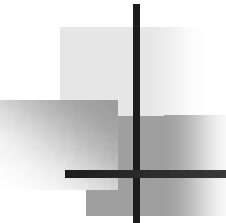


「実施計画」等の調査審議にあたっての要望

- ✓ 公正な競争条件の確保、契約者保護の観点から十分な調査審議がなされるとともに、再保険契約・業務委託契約等における重要な事項について透明性を確保いただきたい。

【特に重要な事項】

- 再保険配当として還元されない再保険利益の取扱い
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構と郵便保険会社との間の旧簡保契約に関する再保険の受再及び旧簡保契約業務の受託に係る対価の考え方
- 旧簡保契約の顧客情報の承継にかかる全体像

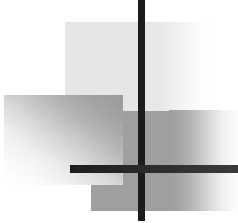


旧簡保契約に関する再保険契約について

- ✓ 旧簡保契約の再保険契約から生じる利益は、本来、当該契約者に帰属すべきであることから、その利益還元の公平性・透明性の確保が重要である。

【必要な措置】

- 新旧契約間の厳格な区分経理の実施
- 旧簡保契約に関する日本郵政公社と同等のディスクロージャーの実施
- 旧簡保契約に配当還元されない再保険利益の適切な取扱い
- 再保険の受再等の対価の合理的な水準の設定



旧簡保契約の顧客情報の取扱いについて

- ✓ 旧簡保契約の顧客情報の取扱いについては、個人情報保護法、郵政民営化法、保険業法等に沿った適切な対応が必要である。

【必要な措置】

- 加入限度額の遵守目的以外の顧客情報利用の制限
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から提供される顧客情報の範囲の明確化
- 個人情報の不適正利用の防止策
- 旧簡保事業の利用目的を超える場合の顧客からの同意の取得